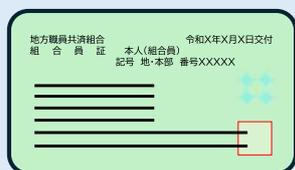


# 組合員証等は令和6年12月2日に廃止されます

## これからはマイナ保険証<sup>(※)</sup>で医療機関等を受診しましょう!

※ マイナ保険証とは、健康保険証利用の登録を行ったマイナンバーカードのことをいいます。



～12月1日まで  
組合員証等



12月2日から～  
マイナ保険証



 組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）は、**令和6年12月2日に廃止<sup>(※)</sup>され、マイナ保険証に一本化**されます。

※ なお、現在の組合員証等は、廃止後も、最大1年間（組合員証に記載の有効期限または令和7年12月1日まで）は、使用が可能です。

 マイナ保険証の利用には、**受診前に、ご自身でマイナンバーカードへの「保険証利用登録」が必要**となります。

まだ登録がお済みでない方は、以下を参考に、ご準備をお願いします。

 **マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、次の2つのご準備をお願いします。**

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



なお、当組合では、政府からの要請に基づき、**皆様に安心してマイナ保険証をご利用**いただけるよう、**令和6年10月中に、原則、すべての組合員及び被扶養者の方**を対象として、「**資格情報のお知らせ**」を送付します。

お手元に届きましたら、**記載内容とご自身の情報に誤りがないかご確認**ください。  
万が一誤りがあれば、各支部までご連絡ください。